第３８回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第３７回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「裁判員裁判の広報の在り方について」

１　開催日時

令和元年７月８日（月）午後１時３０分から午後３時４０分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

⑴　地方裁判所委員会委員

芦田廣康，池田いずみ，尾崎寛生（兼務），金原いれいね，久原陽子，齋藤道俊，坂本和之，菅原亮，鈴木直哉，鈴木紀子，能勢耕，山田明（兼務）（５０音順・敬称略）

⑵　家庭裁判所委員会委員

井川哲雄，一本嶋仁志，伊藤靖代，大石喜幸，尾崎寛生（兼務），河畑勇，武久晋治，土井裕子，中野勝広，那知哲，安川禎亮，山田明（兼務）（５０音順・敬称略）

⑶　裁判所（説明者）

河本薫（刑事部裁判官），吉成圭一（刑事首席書記官），相馬勝美（裁判員調整官），村上奉文（地方裁判所事務局長），石田有二（家庭裁判所事務局長），久保昌央（地方裁判所事務局次長），古川洋一（家庭裁判所事務局次長）

⑷　庶務

山本清史（地方裁判所事務局総務課長），市川知美（地方裁判所事務局総務課課長補佐），久保卓朗（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

⑴　新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

⑵　議事の進行について

本多知成委員長（兼務）が転出したため，鈴木紀子地方裁判所委員会委員長代理が議事を進行した。

⑶　委員長の互選

委員の互選により，山田明委員が地方裁判所委員会委員長及び家庭裁判所委員会委員長に選任された。以後の議事については，山田明委員長が進行した。

⑷　裁判所からの説明等

裁判所から，釧路地方裁判所における裁判員裁判の実情，広報活動の実情についての説明及び法廷見学等を行った。

⑸　裁判員裁判体験会に参加した感想等

５月１８日（土）開催の裁判員裁判体験会に参加した委員から，模擬裁判及び模擬評議を体験した感想等を紹介した。

⑹　意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

⑺　次回開催日時及び議題

ア　開催日時

令和２年２月６日（木）午後１時３０分から午後３時３０分まで

イ　議題

㋐　地方裁判所委員会

「民事調停手続が利用されるための方策について」

㋑　家庭裁判所委員会

「家事調停手続の機能強化について～子を巡る紛争を中心として～」

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

（別紙）

発　言　要　旨

委　員：　評議内における意見や多数決の内容等は，守秘義務により制限されているが，守秘義務については，広報の中でどのように扱われているか。

また，推定無罪については，広報の中でどのように扱われているか。

説明者：　出前講義で訪問した際，守秘義務に関する質問は多く，国民の関心が高い部分であると感じており，守秘義務の内容や制度の意義について説明し，理解してもらうようにしている。

推定無罪については，実際の事件の裁判員に選任された方に対し，裁判官から冒頭に説明している。そのほか，出前講義等で参加者から質問が出た場合には推定無罪の原則について説明している。

委　員：　当庁における広報活動としては，「出前教室」というものがあり，裁判員制度や検察庁の業務を知ってもらうため，学校，企業及び団体からの希望により，検察官や検察事務官が訪問し，裁判員制度や検察庁の業務説明，模擬裁判等を実施している。また，「移動教室」というものもあり，当庁に来てもらい，同様の説明を実施している。なお，昨年度は，出前教室及び移動教室を合計６回実施している。

今年２月に実施した業務説明会において，最高裁判所作成の「選ばれてよかった」という裁判員制度１０周年のチラシを配布したところ，「円グラフ内に，非常によい経験と感じた，との記載があるが，何人くらいの経験者が言っている数値なのか。」という質問があり，裁判員経験者の声というものを国民は重く受け止めていると感じた。裁判員経験者の協力を得た上，広報していくことが重要だと考える。

委　員：　当会としての裁判員裁判の広報はしていない。当会の広報活動としては，法教育の一環で「出前授業」というものがあり，小学校からの要望により実施しているが，対象者が小学生ということもあり，裁判員制度についての説明は難しくて行っていない。裁判員制度に関する説明は日

弁連のホームページで掲載している。

委　員：　裁判員経験者の感想等の周知方法としては，裁判所のホームページ上の裁判員裁判の開廷期日情報などと一緒に経験者のコメントを掲載することで裁判員候補者等がホームページにアクセスしたときに有効だと思われる。

委　員：　裁判員裁判については，漫画を用いて説明することで小学生などにも分かりやすく，周知方法としての効果が高いと思われる。

委　員：　事件ごとにくじによって裁判員が選任されるが，男女比や年齢等を考慮して選任しているのか。また，評議の中で「同調の圧力」というものも考えられるが実際にはどうなのか。

説明者：　裁判員を選任するにあたり，男女比又は年齢は考慮されない。

裁判員裁判の評議は，模擬裁判では四，五十分くらいで行ったが，実際の事件では，数時間，事案によっては２日や３日，もっと長くかかることもある。

評議の中で裁判員が「同調の圧力」を感じないよう，評議の初めに，自分の意見を述べること及び他人の意見を聴くことが重要である旨を説明している。自分の意見が正しいか正しくないかは別として，なぜ意見が違うのかなどの理由を含め，裁判官及び裁判員のそれぞれ違う角度から議論をし尽くすようにしている。

裁判員裁判に関する通知書が送付されるまでは，どんな制度かも分からないという方がほとんどだと思われ，最高裁判所のホームページに掲載したり，パンフレット等で分かりやすく説明したものを通知書等に同封したりして，できる限り国民の不安解消に努めているところである。

委　員：　当団体には「特殊休暇制度」があり，裁判員裁判に参加しやすいものと思われる。ただし，忙しい時期には参加が難しい場合も考えられる。

委　員:　裁判員制度のＰＲ方法として,インターネットの活用は有効であるが，単にインターネットに掲載すればよいというわけではない。インターネ

ットによる広報の場合，自ら進んでアクセスしてもらわないと内容の周知ができないため，そもそも裁判員制度に関心が無い場合にはわざわざインターネットで検索しようと思わない。したがって，裁判員制度を国民に広報するためには，企業等に宛ててパンフレット等の書面を送付したり，全戸配布である「広報くしろ」などの広報誌を活用したりする方法が有効だと考える。

委　員：　当社において，裁判員に選任されたという話を聞いたことが無い。会社としては，社員に対し，休暇制度の存在，サポート体制等を周知し，個人で判断せず，まず会社に相談するように周知する必要があると考えるが，現在のところ，社員に対する周知や案内は実施していない。

委　員：　裁判員裁判が開始されて１０年が経ち，各企業の労働環境も変わり，現在の状況を考えると，社員が裁判員裁判への参加のために休暇を申し出た場合に認めないという企業は無いと思われる。事業者からの呼びかけも効果はあると思うが，より重要なのは，裁判員に選ばれた個人が主体性をもって参加することであり，裁判所としては，司法に参加する意義をどのように伝えていくかということを検討することが重要である。

また，裁判員経験者の多くの感想が，「経験してよかった」，「裁判員に選ばれて驚いた」，「裁判員裁判の仕組みが分かった」などといった表層的なものであり，殺人等の重大事件の裁判員を経験してみて，「やってよかった」というのであれば，実際に何がよかったのかなど国民が知りたいことがたくさんあると思われ，制度の意義等を国民に伝えていく必要がある。

委　員：　裁判員裁判に関する裁判所の広報活動は充実していると感じる一方，高校に対する出前講義の実施が無いので，高校に対しても積極的な広報活動をすべきと考える。裁判員裁判の広報としては，１０周年ということに限らず，地道に出前講義等を実施し，裁判員経験者を活用して内容を充実させることが重要である。

また，刺激証拠についても，裁判員の精神的な負担とならないよう裁判所としてフォローしていくことも裁判員の不安解消につながるものと考える。

さらに，１０周年を機に，国民の不安の一つである「守秘義務」というハードルを下げるなど制度の仕組みそのものについても改めて検討が必要であると考える。

以　上